

お客様 各位

任意の団体等の口座運用について

任意の団体等※につきましては、会費等の資金管理を目的として、会員等の構成員全員からの委任を受けて、任意の名称にて口座を開設し、代表者となった個人の方が預金の入出金を行っていただいております。

任意の団体等の口座につきましては、代表者となっている個人の方と七島信用組合とのお取引になることから、代表者が変更となる場合は、代表者変更のお手続きではなく、一旦、口座をご解約いただき、あらためて新しい代表者の方が、団体等の名称にて口座を開設していただくこととなります。お客様にはご面倒をお掛けしますが、何卒、ご理解の程お願い申し上げます。

※代表や会長等の選任、予算・決算の承認等総会の決議が多数決による旨定められていないことや、会計監査体制が備わっていないことや課税の主体が個人であること、総会の運営方法や開催日時等が定められていない等、所在や支店等登記を行うこと自体必要としない団体のことをいいます。